

女性活躍推進法に基づく行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

計画期間 令和8年2月13日から令和13年3月31日までの5年間
内 容 女性活躍

目標：計画期間内における年間の女性正職員の採用人数を10名以上とする

【取組】

令和8年10月～

- 採用者に占める女性割合について、常勤・非常勤の区分ごとに状況を把握・分析
- HPでの情報掲載強化（働く職員の声、福利厚生制度の紹介を充実させる）

令和12年10月～

- 女性正職員の採用実績について年度ごとに検証を行い、未達要因の分析および改善策の検討を実施する。
- パート職員等から正職員への登用制度について運用状況を検証し、登用機会の拡充を図る

【女性の活躍に関する情報公表】 掲載日：令和8年1月1日